

令和6年6月より

生活習慣病管理料について

「糖尿病」「脂質異常症」「高血圧症」の治療を受けて頂いている患者様には、これまでの「特定疾患療養管理料」に代わり**「生活習慣病管理料」**として算定することとなります。それに伴い、窓口会計でお支払いいただく料金が変わる場合がございます。

一人ひとりに応じて目標設定、具体的な指導内容を記載した療養計画書を作成させていただきます。

※初回に限り署名をいただく必要があります

ご不明な点、ご質問等ございましたら、お気軽に受付までお問い合わせください。皆様のご理解、ご協力お願いいたします。